

産前産後期間相当分の 国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減内容

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から4ヶ月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が軽減されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年税額から軽減されます。

産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が軽減されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が軽減されます。

令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が軽減され、払い過ぎになった場合、還付・充当されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳など
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。
- ③ 届出者の本人確認書類

届出先

甲賀市 総務部 税務課 市民税係 TEL：0748-69-2128